

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小牧市高度先端産業 立地促進補助金交付 要綱	H22.4 H24.5 改正 H27.4 改正 H29.2 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R5.4 改正 R7.4 改正	〈補助対象〉 高度先端産業に係る工場の新設又は増設を行う中小企業者 〈対象分野〉 健康長寿関連分野、環境・新エネルギー関連分野、航空宇宙関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野、情報通信関連分野、その他市長が認める高度先端的な技術分野 〈交付要件〉 ・固定資産取得費用(土地を除く。)の合計額が2億円以上であること。 ・常用雇用者が5人(市長が別に定める要件に該当する場合は、2人)以上増加すること。 ・過去3年間で市税の滞納がないこと。 ※愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助事業の認定を受けていること。	固定資産取得費用(土地を除く。)の25%(※1)以内(既設工場の建物内に新たな機械設備を設置する場合又は工場の建物を賃借する場合は、12.5%(※2)以内)、限度額2億円 (※1) みなし大企業は 20% (※2) みなし大企業は 10%
小牧市企業立地促進 補助金交付要綱	H23.9 H24.5 改正 H26.7 改正 H27.8 改正 H31.4 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R5.4 改正	(1)工場等新增設事業 ・延べ面積 1,000 ㎡以上の工場等の新設又は増設をするものであること。 ・固定資産取得費用(償却資産の取得に要する経費を除く。)の合計額が5億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること。 ・市税の滞納がないこと。 (2)既存工場等入居事業 ・延べ面積 1,000 ㎡以上の既存の工場等に入居をするものであること。 ・固定資産取得費用(構築物、機械及び装置に係る償却資産の取得に要する経費	(1)工場等新增設事業 ・新設又は増設をした工場等に係る土地(工場等の操業を開始する前3年以内に取得したものに限る。)及び家屋の固定資産評価額に8%(市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等を設置する場合又は市内に工場等を20年以上有している者が市内に工場等を設置する場合のいずれか1回に限り12%)を乗じて得た額以内 ※住工混在移転、航空宇宙関連産業立地、次世代産業(次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、

		に限る。)の合計額が1億円以上(中小企業者は、5,000 万円以上)であること。 ・市税の滞納がないこと。	情報通信、健康長寿等)立地のいずれかに該当する場合は、補助率を2%上乗せ ・最高限度額:1億 5,000 万円 (2)既存工場等入居事業 ・工場等に入居をするに伴い新たに取得した構築物、機械及び装置に係る償却資産の固定資産評価額に8%(市内に工場等を有しない者が新たに市内の工場等に入居する場合又は市内に工場等を 20 年以上有している者が新たに市内の工場等に入居する場合のいずれか1回に限り 12%)を乗じて得た額以内 ※住工混在移転、航空宇宙関連産業立地、次世代産業(次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿等)立地のいずれかに該当する場合は、補助率を2%上乗せ ・最高限度額:1,500 万円
小牧市内企業再投資 促進補助金交付要綱	H24.5 H27.4 改正 H29.2 改正 H30.4 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R5.4 改正 R6.4 改正 R7.4 改正	〈補助対象〉 次のいずれにも該当する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業 ・工場等が 20 年以上県内で立地していること。 ・10 年以上市内に立地する工場等を有していること。 ・50 人(中堅企業及び中小企業は、25 人)以上の常用雇用者数を有していること。 〈対象分野〉 次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針別表東尾張地域の項に定める業種	(1)大企業(みなし大企業を含む。) ・固定資産取得費用(土地を除く。)の 4%以内 ・限度額:5億円 (2) 中堅企業及び中小企業(みなし大企業を除く。) ・固定資産取得費用(土地を除く。)の 10%以内 ・限度額:10 億円

		〈交付要件〉 (1) 大企業 ・固定資産取得費用(土地を除く。)が25億円以上であること。 ・補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、50人以上の常用雇用者数を維持すること。 ・過去3年間で市税の滞納がないこと。 (2) 中堅企業及び中小企業 ・固定資産取得費用(土地を除く。)が1億円以上であること。 ・補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること。 ・過去3年間で市税の滞納がないこと。 ※愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。	
小牧市企業立地インフラ整備支援補助金交付要綱	H26.7 H29.12 改正 H31.3 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R3.3 改正 R4.3 改正 R5.3 改正 R5.4 改正	企業立地促進補助金、高度先端産業立地促進補助金又は市内企業再投資促進補助金の対象となる事業を行う事業者で、補助対象経費が100万円以上の事業を行う事業者 〈補助対象経費〉 工場等の新設又は増設に伴う次に掲げる工事に係る経費 ・道路の新設・改修の工事 ・水路の新設・改修の工事 ・水道施設の新設・改修の工事	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額:500万円